

自治基本条例ニューズレター vol. 1

発行 下野市自治基本条例検討委員会

第1回検討委員会(6月22日)

委員一人ひとりが参加の動機や抱負について述べました。また、中村教授から「『手作り』の自治基本条例を」をテーマに自治基本条例の概要について講話を受けました。



平成25年度中の条例制定を目指している下野市自治基本条例(仮称)について、条例の検討を行っている自治基本条例検討委員会(以下「検討委員会」)についてお知らせします。

◇ ◇

この検討委員会は、公募で選ばれた市民4名、関係団体の代表者9名のほか、市長が選任した6名と学識経験者1名(宇都宮大学教授 中村祐司氏(会長))総勢20名が市長から委嘱を受けて、6月から活動をスタートしています。

これまで自由討論やグループ討論を通じて検討課題の共有を行ってきました。その様子をご紹介します。

**わたしたちのまちづくりのルールを形にして
市民の市民による市民のためのまちづくりを
基本とする「市民自治」を確立するもの
それが 自治基本条例 です**

市民・議会・行政の役割と責任を明確にして、市政全体の方向性を示すものとなるため、市の条例や計画等は、自治基本条例の趣旨に沿って策定、制定、運用していくことになります。

Q&A

Q. どうして自治基本条例が必要なの？

A. 社会の成熟化とともに、いろいろなライフスタイルや価値観が生まれ、市政に対するニーズも多様化しています。このようななかで、市民と市がそれぞれの責任を果たし、地域や市の課題解決に向け一緒に考え行動する協働のまちづくりを進めていくことが求められてきています。そのため、まちづくりや市政運営の基本ルールを定める自治基本条例が必要となっているのです。

自治基本条例検討委員会がスタート！

通学路の街灯が
少なく暗い

交通の便がいい

イベントが多くて
楽しい

災害が
少ない



第4回検討委員会(8月21日)

他の自治体の条例の構成がどうなっているか、グループ研究を行いました。それぞれの特徴をとらえることで、「市民の定義をきちんとした方がよい」「市民の声のとりあげ方」など、今後討議すべき新たな課題を様々な方向から見つけることができました。



ワイワイガヤガヤと委員の
皆さんで自由な意見を
発表しあいました

